

「地域ポイント等導入検討事業支援業務委託」 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「地域ポイント等導入検討事業支援業務」を業務委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

地域ポイント等導入検討事業（以下「検討業務」という。）は、域内消費の循環による地域経済の活性化に向けて、デジタル地域ポイント等の導入可能性を検討するとともに、運用上の課題等について検討するため実施するものである。

本業務では、検討事業の円滑な実施を支援するため、コールセンターの設置やデジタルデバイス対策等に関する相談会・説明会を行い、県民が安心して検討事業に参加できる環境を整備するものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業の内容

「地域ポイント等導入検討事業支援業務」に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

検討事業の全体イメージは別紙「地域ポイント等導入検討事業概要」のとおり。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

3 事業費（委託上限額）

11,980,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 企画提案に応募できる事業者

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。

- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再掲計画許可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (9) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者（県）の指示に柔軟に対応できること。

5 企画提案スケジュール

(1) 企画提案募集の公告 (出納局契約課及び富県宮城推進室のホームページに掲載する。)	令和5年7月5日（水）
(2) 業務に関する質問受付 (電子メールのみ)	令和5年7月5日（水）から 令和5年7月11日（火）正午
(3) 参加表明書の提出期限	令和5年7月19日（水）午後5時（必着）
(4) 企画提案書の提出期限	令和5年7月24日（月）午後5時（必着）
(5) 一次審査（応募者が3者を超えた場合に実施）	令和5年7月26日（水）
(6) 委託候補者選定委員会	令和5年8月1日（火）【予定】
(7) 選定結果の通知及び公表	令和5年8月上旬【予定】
(8) 選定業者との見積合わせ	令和5年8月中旬【予定】

6 事業に関する質問及び回答

本事業に関する質問については、次により質問書（任意様式）を提出すること。
なお、口頭及び電話による質問については受付しない。

- (1) 受付期間：令和5年7月5日（水）から令和5年7月11日（火）正午まで
- (2) 提出先：宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班
- (3) 提出方法：質問書（任意様式）を用いて、電子メールにより提出する。
メールアドレス：fukensuip@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、令和5年7月13日（木）までに富県宮城推進室のホームページにおいて公表する。
ただし、質問又は内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限：令和5年7月19日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：持参又は郵送とする。
持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
- (3) 提出先：宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- (4) 提出書類：企画提案参加表明書（様式1号）
- (5) 注意事項：参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和5年7月24日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：持参又は郵送とする。
持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
- (3) 提出先：宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- (4) 提出書類
 - イ 企画提案参加届出書（様式2号） 1部
 - ロ 企画提案書 10部
 - (イ) 規格はA4判とする。
 - (ロ) 表紙を付け、表紙には提案事業者の名称や担当者名、連絡先を記載すること。
 - (ハ) 各ページに通し番号を付すること。
 - (ニ) 片面印刷で35ページ以内とする。（表紙及び目次はページ数に含まない。）
 - ハ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式3号） 1部
 - ニ 類似業務の受託実績（様式4号） 10部
 - ホ 事業経費積算書（任意様式） 1部
- (5) 提出後の変更等
提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類については返却しない。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判別が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - ロ 本実施要領に従っていない場合
 - ハ 下記9（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

- ニ 同一の団体等が、2つ以上のプレゼンテーションに参加した場合
- ホ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式5号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

9 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

企画提案書の受領後、「地域ポイント等導入検討事業支援業務」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効果的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

- イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）について、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。
- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、企画提案者の評価合計点が満点の6割を満たない場合は選定しないものとする。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

評 価 基 準		
評価項目	評価の観点	配点
全 般	①仕様書の内容を理解し、必要な内容が提案されているか。 ②実施方法や日程などが具体的かつ現実的な提案となっているか。	10
事業内容	①コールセンター開設に当たり、9月1日まで開設できる体制を組んでいるか。 ②それぞれ発注者が指定するアプリ開発事業者及び本事業実施団体と連携して事業を行うことができる	50

	か。(想定されているか。 ③デジタルデバインド対策等に関する相談会・説明会について、効果的かつ適切な具体的な方法が示されているか。 ④アプリ登録・利用に繋がるよう効果を高める内容となっているか。 ⑤説明会広報について、効果的な広告手段となっているか。広告の実施時期や期間設定は的確か。	
業務履行能力	①コールセンターの配置人数など実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか。 ②事業実施あたり十分なノウハウを備えているか。	20
独自提案	①仕様書記載事業の内容をさらに充実させる、優れた提案となっているか。 ②事業目標の達成につながる効果的かつ実現可能な内容となっているか。	10
予 算	①積算単価や数量等は妥当なものであるか。 ②提案内容との整合性は取れているか。	10
合計		100 点

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：3点 2位：2点 3位：1点

(4) 第一次審査（書面審査）

イ 実施日：令和5年7月26日（水）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3)審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。
採点評価・順位付けは(2)イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和5年7月27日（木）に電子メールで選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程をメール及び書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日：令和5年8月1日（火）

※ 詳細は改めてメール及び書面にて通知する。

ロ 実施会場：仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県行政庁舎14階経済商工観光部会議室

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

- (ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- (ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。
- (ニ) 応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、当日の追加資料の配布等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した応募者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部富県宮城推進室ホームページで公表する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じないものとする。

10 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記9（5）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集する。

11 委託契約について

(1) 契約手続

発注者は、委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

(2) 業務委託仕様書

契約時における仕様は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、委託候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

(3) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、発注者と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(4) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

12 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非公開部分（個人情報や公開することにより企画提案書の権利、企業の利益等が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。

(様式1号)

「地域ポイント等導入検討事業支援業務委託」
企画提案参加表明書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地
参加表明者名
代表者氏名

印

このことについて、企画提案に参加することを表明します。

記

1 事業者名	
2 業種	
3 主な事業内容	
4 担当部署名	
5 担当者連絡先	担当者名 : 電話番号 : F A X : E-mail :

(様式2号)

「地域ポイント等導入検討事業支援業務委託」
企画提案参加届出書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地
参加申込者名
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 参加申込者の概要

(1) 事業者名	
(2) 業種	
(3) 主な事業内容	
(4) 担当部署名	
(5) 担当者連絡先	担当者名： 電話番号： F A X： E-mail：

2 添付書類

- (1) 企画提案資格要件に係る宣誓書（様式3）
- (2) 企画提案書（任意様式）

「地域ポイント等導入検討事業支援業務委託」
企画提案資格要件に係る宣誓書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地

参加申込者名

代表者氏名

印

「地域ポイント等導入検討事業支援業務委託」の応募にあたり、下記の全ての条件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要綱（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者であること。
- 3 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 8 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

類似業務の受託実績

業務名称	発注者名	実施年月	業務概要

※過去3年以内の範囲で、主要な事業実績を記載願います。

コールセンター等業務、デジタルデバインド対策業務に類似した業務を記載願います。

上記については、事実と相違ありません。

事業者名 _____

代表者氏名 _____

(様式5号)

「地域ポイント等導入検討事業支援業務委託」
企画提案に関する取下願

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地

参加申込者名

代表者氏名

印

都合により、令和 年 月 日付けで提出した「地域ポイント等導入検討事業支援業務」に係る
企画提案書を取り下げます。